

熊谷死傷事故

飲酒黙認 厳しい判断

裁判員「市民感覚を反映」

埼玉県熊谷市で飲酒運転により9人が死傷した事故を巡り、全国初とみられる危険運転致死傷ほう助罪に問われた同乗者2人の裁判員裁判で、いずれも懲役2年の実刑とした14日のさいたま地裁(田村真裁判長)判決は「安易で無責任な了解・黙

認が、無謀運転による悲惨な事故を引き起こした」と非難した。飲酒運転事故に対する市民の厳しい判断が同乗者の「黙認」にも及ぶことを示した形だ。

判決後に裁判員5人(うち補充2人)が会見し、峰岸和仁さんは「同乗者の意識が大き

く変わり、飲酒運転の大きな抑止になると思う」と判決の意義を語った。5人全員が「市民感覚が反映された判決」と答えた。

判決によると、ともに同市の飲食店手伝い、大島巧(48)と無職、関口淳一(46)の両被告は08年2月、玉川清受



刑者(35)は危険運転致死傷罪で懲役16年確定がアルコールの影響で正常に運転できないことを認識しながら、運転を了解・黙認し、乗用車に同乗して危険運転を容易にした。弁護側は控訴の方向で検討している。

判決は、職場の先輩だった2人は「同乗していた十数分間に運転をやめるよう容易に指示・説得できた」と非難。受刑者と両被告以外に死傷した6人の被害状況に触れ「結果の重大性から実刑にすべきだ」としつつも「積極的なほう助ではなく求刑(懲役8年)は重過ぎる」と判断した。

判決について京都産業大法科大学院の川本哲郎教授(刑法)は「両被告にしか飲酒運転をやめさせることはできず制止義務があったとみていい。『飲酒運転を容認するだけでも重い犯罪』という社会へのメッセージ効果も大きい」と評価。一方、交通犯罪に詳しい高山俊吉弁護士(東京弁護士会)は「常識的な『なぜ止めなかったのか』という感覚と、法的義務は話が別だ。ほう助概念を拡大解釈している」と懸念を示した。

【平川昌範、田口雅士】